

●医療保険 訪問看護療養費(精神以外)

1 訪問看護基本療養費(I)

イ 保健師, 助産師, 看護師, 理学療法士, 作業療法士, 言語聴覚士
 (1) 週3日まで ----- 5,550円
 (2) 週4日目以降 ----- 6,550円

ロ 准看護師

(1) 週3日まで ----- 5,050円
 (2) 週4日目以降 ----- 6,050円

ハ 悪性腫瘍利用者の緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた看護師(管理療養費なし) 12,850円

2 訪問看護基本療養費(II) 同一建物居住者で同一日複数者

イ 保健師, 助産師, 看護師, 理学療法士, 作業療法士, 言語聴覚士
 (1) 週3日まで ----- 4,300円
 (2) 週4日目以降 ----- 5,300円

ロ 准看護師

(1) 週3日まで ----- 3,800円
 (2) 週4日目以降 ----- 4,800円

ハ 悪性腫瘍利用者の緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた看護師(管理療養費なし) 12,850円

3 訪問看護基本療養費(III) 外泊中の訪問看護

(管理療養費なし) 8,500円

○特別地域訪問看護加算 ----- 基本療養費の50/100

○緊急訪問看護加算(診療所、在宅療養支援病院の指示) ----- 2,650円

○難病等複数回訪問加算 2回 ----- 4,500円
 3回以上 ----- 8,000円

○長時間訪問看護加算(90分を超える訪問看護:特別管理・特別指示週1回、15歳未満の(準)超重症児:週3回) 5,200円

○乳幼児加算(3歳未満) ----- 500円

○幼児加算(3歳以上6歳未満) ----- 500円

○複数名訪問看護加算(1人以上の看護職員との同行) 看護師等と訪問:4,300円(週1回)、准看護師と訪問:3,800円(週1回)、看護補助者と訪問:3,000円(別表7・8及び特別指示の場合は週4日以上訪問可)

○夜間・早朝訪問看護加算 ----- 2,100円
 深夜訪問看護加算 ----- 4,200円

●特別訪問看護指示書による訪問(1回につき14日)

※退院直後の訪問看護の特別指示を明記

+

訪問看護管理療養費

1 月の初日 ----- 7,300円

2 2日目以降 ----- 2,950円

○24時間対応体制加算(1月につき) ----- 5,400円
 又は24時間連絡体制加算(1月につき) ----- 2,500円

○退院時共同指導加算(1回、がん末期等は2回) 6,000円
 更に特別管理指導加算(特別管理加算の対象) 2,000円

○退院支援指導加算(退院日) ----- 6,000円

○在宅患者連携指導加算(月に1回) ----- 3,000円

○在宅患者緊急時等カンファレンス加算(月2回) 2,000円

○特別管理加算(1月につき) ※対象者は週4日以上算定可

・在宅悪性腫瘍患者指導管理 } 5,000円
 ・在宅気管切開患者指導管理 }
 ・気管カニューレを使用している状態 }
 ・留置カテーテルを使用している状態 }
 ・その他 ----- 2,500円

+

訪問看護情報提供療養費(1月につき) ----- 1,500円

+

訪問看護ターミナルケア療養費 ----- 20,000円

死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上のターミナルケア
 24時間以内に在宅以外での死亡含み、介護保険の訪問看護と通算可

※別表7, 8の利用者は7日の計画で3ヶ所、特別指示期間
 は4日で2ヶ所の訪問看護ステーションが同月算定可

●介護保険 訪問看護費・介護予防訪問看護費

イ

(1) 20分未満(24時間体制、20分以上/週1回) 316単位

(2) 30分未満 ----- 472単位

(3) 30分以上1時間未満 ----- 830単位

(4) 1時間以上1時間30分未満 ----- 1,138単位

○准看護師の訪問含む場合は 所定額の90/100

○理学療法士等は1回20分以上316単位、1日2回を超えた場合は1回につき90/100の算定、週6回まで

○訪問看護ステーションが所在する同一建物に30人以上の利用者がいる場合は所定額の90/100

ハ 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護との連携型訪問看護(月1回) ----- 2,920単位

○要介護5の利用者の場合は800単位の加算(月1回)

○准看護師は 所定額の98/100を算定

○特別指示等医療保険の訪問看護期間は96単位/日の減算

○要介護5の変更、短期入所利用等は日割り計算

○サービス提供体制強化加算(1月につき) 50単位

+ (ハは算定不可)

○早朝・夜間加算 ----- 単位数の25%

○深夜加算 ----- 単位数の50%

+ (ハは算定不可)

○複数名訪問加算 ----- イ 30分未満 254単位

ロ 30分以上 402単位

+ (ハは算定不可)

○長時間訪問看護加算 ----- 300単位

+ (ハは1月につき算定可)

○特別地域訪問看護加算 ----- 単位数の15%(回)
 (離島等に該当する地域における事業所)

+ (ハは1月につき算定可)

○中山間地域等にある小規模事業所の加算: 単位数の10%

+ (ハは1月につき算定可)

○中山間地域等への訪問看護提供加算: 単位数の5%

+ (ハは算定不可)

○緊急時訪問看護加算(1月につき) ----- 540単位

※緊急訪問は所要時間に応じた単位数を算定(特別管理加算の対象者は2回目以降の早朝・夜間・深夜加算の算定可)

※区分支給限度基準額の算定対象外

+

○特別管理加算(Ⅰ)(1月につき)

・在宅悪性腫瘍患者指導管理 } 500単位
 ・在宅気管切開患者指導管理 }
 ・気管カニューレを使用している状態 }
 ・留置カテーテルを使用している状態 }
 又は、特別管理加算(Ⅱ)(1月につき)

・その他 ----- 250単位

※区分支給限度基準額の算定対象外

+

○初回加算(新規利用者)(月1回) ----- 300単位

又は 退院時共同指導加算(1回、特別管理2回) 600単位

+

○看護・介護職員連携強化加算(特定業務) ----- 250単位

+

○ターミナルケア加算 ----- 2,000単位

死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上のターミナルケアで、24時間以内に在宅以外での死亡含む、医療保険の訪問看護との通算可

※介護予防訪問看護費については算定しない

※区分支給限度基準額の算定対象外

+ (ハは1月につき算定可)

○サービス提供体制強化加算 ----- 1回につき6単位

※1単位は1級地11.26円～その他10円まで地域差がある